

# 行政書士江坂みらい法務事務所料金規定

## 第1条 当事務所の報酬設定について

当事務所の報酬は、平成12年に撤廃された行政書士報酬額規定及び日本行政書士会連合会により発表されている行政書士報酬統計調査を考慮し、当事務所が業務を遂行する際の労力、処理に要する時間や業務難度により決定しています。

## 第2条 報酬に関して

当事務所の報酬に関しては、確定した額をお見積りとして提示し、提示以降、依頼者様への事前相談無く変更することはありません。

## 第3条 実費について

業務遂行時の実費については事前に概算額を掲示し、着手時は一時的に当事務所の立て替えとし、業務終了時に計算書を添付して、依頼者様にご清算いただきます。

2 公正証書の作成時に公証役場へ支払う手数料等は、依頼者様自身も公証役場へ赴く手続きの場合には、当日その場でお支払いいただきます。

## 第4条 着手金について

着手金が必要な業務については、報酬額の30%を着手金とし、ご契約後に当事務所で発行するご請求書に基づいてお支払いいただきます。

2 着手金受領後に業務をキャンセルされた場合、着手金は第8条の2項に定める前払い報酬金のキャンセル時における取り扱いに準じ返金いたします。

## 第5条 お見積り書

当事務所ではお客様とのご契約を結ぶ前に、お見積書を発行いたします。その際他の専門家費用（弁護士を除く）が必要な場合は合わせて、記載いたします。お見積り業務に関して、お見積り書を超える報酬額が発生する事はございません。

2 お見積りに記載する実費等の立替金について、業務完了まで正確な金額が確定しない類の項目については、概算金額を記載します。

## 第6条 提携先費用

当事務所の提携先をお客様へご紹介する場合の費用に関して、当事務所が間に入ることによりお客様へ金銭的不利益（費用の上乗せ）が発生しないことをお約束します。

## 第7条 報酬のお支払

報酬に関しては業務完了後に、実費費用を計算したご清算金及び報酬（着手金が必要な業務の場合、報酬から着手金金額を差し引いた金額）を記載したご請求書を発行いたしますので、ご請求書到着後7以内に振り込みまたは、現金によりお支払いください。ご希望によりコンビニ支払、クレジットカード決済も承ります。

## 第8条 キャンセル時の取り扱い

依頼者様から、契約した業務についてのキャンセルの申出があった場合には、依頼者様、当事務所双方協議の上、キャンセル時点において立替済みの実費を清算し、契約の終了に伴う必要な措置を講ずるものとします。

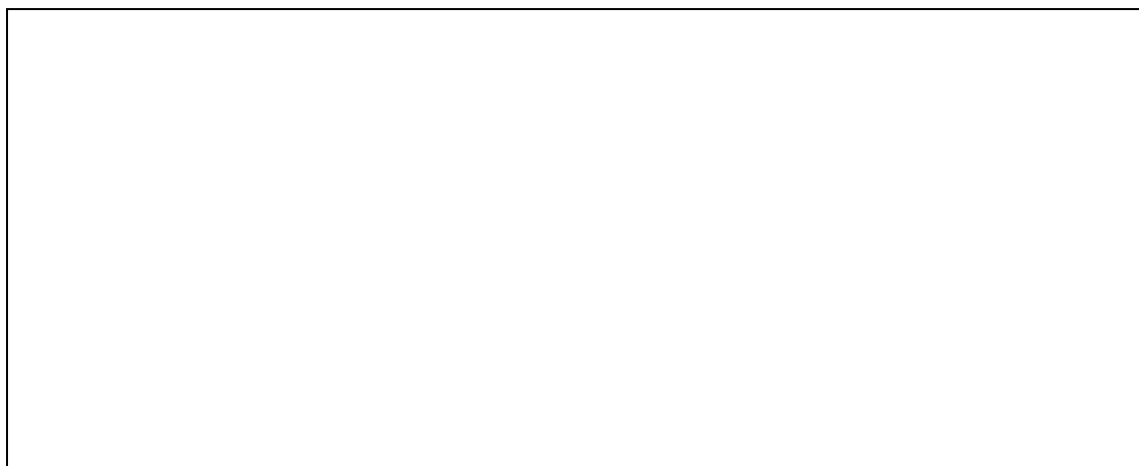
2 前払い報酬金の返金については、契約後日数×1000円を乗じた金額を控除して返金いたします。

#### 第9条 振込先口座

りそな銀行・茨木支店・普通口座・口座番号0107434

名義人 ノブモト カズキ

#### 第10条 特約条項



本規定の条項は基本的な事項です。そのほかにもお客様からのご要望があれば協議の上下記に追加し効力をもたせます。

#### 第11条 変更

本規定を変更する際はWEBサイトにより通知します。<https://esaka-mirai.net/>